

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 下野市地域公共交通会議
住 所 栃木県下野市笹原 2 6 番地
代表者氏名 会長 長田 哲平

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 日

(名称) 下野市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
本市では平成23年11月にデマンドバスの運行を開始し、高齢者を中心に市内の移動手段の一つとして利用されている。人口減少や少子高齢化が進展し、交通事業者においても人手不足が今後ますます深刻になることが予測される中、安定した公共交通網を維持していくため、既存の鉄道や路線バス等の利便性や効率性の向上を図り、デマンド交通を含めたあらゆる交通手段を活用した公共交通システムを検討し、コンパクトシティのまちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通を再構築する必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
①デマンド交通登録者（目標1「公共交通の利用環境の向上」に関する目標値） 現状値（R1 年度）3,757 人⇒目標値（R7 年度）4,000 人 ②デマンド交通利用者（目標1「公共交通の利用環境の向上」に関する目標値） 現状値（R1 年度）22,703 人/年⇒目標値（R7 年度）22,500 人/年 ※従前は、1日平均利用者数を地域公共交通確保維持事業に係る目標値に設定していたことから、詳細な目標値として継続設定する。第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2 年度～6 年度）で設定した R6 年度目標値をもとに、R2 年度のデマンド交通の1日平均利用者数 66.8 人を次年度目標値 73.5 人とする。 ③公共交通マップ配布箇所数（目標2「公共交通利用促進に資するわかりやすい情報提供」に関する目標値） 現状値（新規事業）⇒目標値（R7 年度）10 か所 ④居住誘導区域及び郊外型居住区域の人口密度（目標3「居住エリアと拠点施設等を結ぶネットワークの形成」に関する目標値） 現状値（H27 年度）46.1 人/ha⇒目標値（R7 年度）46.4 人/ha ⑤モビリティ・マネジメントの実施回数（目標4「公共交通の利用率向上」に関する目標値） 現状値（新規事業）⇒目標値（R7 年度）1 回/年以上 ⑥デマンド交通収支率（目標5「既存公共交通網の維持・改善」に関する目標値） 現状値（R1 年度）11.7%⇒目標値（R7 年度）13.4% ⑦交流人口（目標6「広域移動ネットワークの形成」に関する目標値） 現状値（R1 年度）223 万人⇒目標値（R7 年度）280 万人 (下野市地域公共交通計画 P62～63 参照)
(2) 事業の効果
➤ ICT や AI を活用したデマンド交通の予約システムや支払方法の導入検討 (効果：リアルタイムに発生する乗降リクエストに対して、AI を使い膨大な計算量から効率的な車両・ルートをリアルタイムに算出する。利用者がスマートフォンのアプリや電話から行った予約をもとに AI が車両配車を行うことで、効率的な移動の実現が期待できる。) ➤ 医療機関等と連携したデマンド交通利用環境の向上 (効果：乗降場所として最多の市内医療機関と連携し、診療後のデマンド交通の代行予約、車両到着時の声掛け、院内での車両待ち等、利用者サービスの向上を目指す。) ➤ 公共交通の利用方法や時刻表を掲載した公共交通マップの作成と配布 (効果：公共交通マップを作成し、路線図の他に、デマンド交通を含む公共交通の利用方法や、バス時刻表等を掲載・配布し利用促進を図る。)

- 地域ふれあいサロン等での広告資料の配布
(効果：市内 50 箇所を超える地域ふれあいサロンの参加者にデマンド交通に関する広告資料を配布し認知度向上を図る。)
- 基幹となる鉄道交通と、地域内交通（路線バスやデマンド交通等）とのシームレス化
(効果：利用者が出発地から目的地までの移動を円滑に行えるよう、乗り継ぎによる継ぎ目をハード・ソフトの両面から解消を図る。)
- 運転免許証返納者支援制度の充実や周知
(効果：運転免許証を自主返納した方を対象とした支援事業（デマンド交通「おでかけ号」回数券の交付等）を行う中で、返納状況や制度の利用状況を踏まえながら内容の充実や制度の周知を図る。)
- 関係機関による継続的な協議
(効果：市及び交通事業者の関係機関で公共交通サービスに関する継続的な協議を行う。有識者や市民の意見等も積極的に聴取し、協議に反映させる体制を整える。)
- 人材確保の取組
(効果：バス事業者やタクシー事業者の人材確保について、交通事業者だけの問題とせず官民一体で取り組みます。)
- 担い手不足解消に向けた自動運転バスなど新技術の導入検討
(効果：交通事業者の人材不足は今後もますます深刻化すると予測されるため、自動運転バス等の導入についても検討を行う。)
- 鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシー等あらゆる交通モードの連携促進（接続時間の調整、MaaS の概念を取り入れたサービス提供等）
(効果：鉄道の利便性を活かして、鉄道と様々な公共交通との連携を図り、交流人口の増加につなげる。)
- デマンド交通の運行維持
(効果：市内の高齢者等交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保し、誰もが快適に移動できる交通環境を整え、地域の活性化と市民の生活満足度の向上を図る。)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ICT や AI を活用したデマンド交通の予約システムや支払方法の導入検討（デマンド事業者、下野市）
- 医療機関等と連携したデマンド交通利用環境の向上（デマンド事業者、下野市）
- 公共交通の利用方法や時刻表を掲載した公共交通マップの作成と配布（公共交通事業者、下野市）
- 地域ふれあいサロン等での広告資料の配布（下野市）
- 基幹となる鉄道交通と、地域内交通（路線バスやデマンド交通等）とのシームレス化（デマンド事業者、下野市）
- 運転免許証返納者支援制度の充実や周知（下野市）
- 関係機関による継続的な協議（公共交通事業者、下野市）
- 人材確保の取組（公共交通事業者、下野市）
- 担い手不足解消に向けた自動運転バスなど新技術の導入検討（公共交通事業者、下野市）
- 鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシー等あらゆる交通モードの連携促進（接続時間の調整、MaaS の概念を取り入れたサービス提供等）（公共交通事業者、下野市）
(下野市地域公共交通計画 P53～61 参照)
- 高齢者外出支援事業（下野市）※個別事業

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額48,846千円のうち、下野市の負担は運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
➤ 進捗については、市や交通事業者等からの実績データ等にもとづき、1年毎に評価を実施し、内容の見直しを適宜行う。 ➤ 達成状況の評価は「下野市地域公共交通会議」が主体となっており、市民、関係事業者、有識者等の意見を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和６年６月２０日（第１回） 内容 ①地域公共交通計画認定申請について⇒「 」
19. 利用者等の意見の反映状況
市のホームページ、広報紙にて本計画に関する意見を募集した。住民や高校生、企業を対象にしたアンケート調査や路線バス利用者を対象にした実態調査の結果等から課題を抽出し、計画の基本方針及び目標を設定した。 利用実績及び利用者アンケートの意見などをもとに事業を見直し、引き続き利用者のニーズに応じた運行方法の改善を図る。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下野市笹原 26 番地

(所 属) 下野市役所市民生活部安全安心課（下野市地域公共交通会議事務局）

(氏 名) 工藤 浩美

(電 話) 0285-32-8894

(e-mail) anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
下野市	石橋タクシー(株)	(1) 下野市全域		下野市全域		往 km	294日	8,232回			区域運行	②(2)	・石橋駅バス停で 地域間幹線系統 の関東自動車 (株)宇都宮駅～ 石橋駅線、石橋 駅～真岡線、石 橋駅～獨協線と 接続 ・小金井駅西口バ ス停で小山コミュ ニティバス羽川線 と接続、 ・JR石橋駅、自治 医大駅、小金井 駅で鉄道JR宇都 宮線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下野市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	24,737
交通不便地域等	24,903

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
24,903	下野市全域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下野市地域公共交通計画	令和3年3月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7'リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

下野市交通空白地域図

下野市デマンド交通
おでかけ号運行エリア
(下野市全域)

半径1km以内にバス停が
存在しない地域

面積:57平方km
人口:24,903人

- 凡 例
- ・鉄 道
 - JR宇都宮線
 - 東武宇都宮線
 - ・関東自動車株式会社バス路線
 - 石橋駅～宇都宮駅線
 - 石橋駅～真岡車庫線
 - 自治医大駅～自治医科大学附属病院線
 - 雀宮駅～西川田駅東口線
 - ・広域連携バス「ゆうがおバス」
 - JR石橋駅～獨協線
 - ・栃木市「ふれあいバス」
 - 大宮国府線
 - ・小山市コミュニティバス「おーバス」
 - 羽川線

